

第102号議案

府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年12月14日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

市議会議員の期末手当について、所要の改正を行うものであります。

府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年9月府中市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第1条の規定による改正前の府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて令和4年12月1日から同条の規定の施行の日の前日までに支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

新

(期末手当)

第5条 省 略

2 期末手当の額は、それぞれその支給基準日現在において議長、副議長、常任委員会委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、支給基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 省 略

3 省 略

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 第1条の規定による改正前の府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて令和4年12月1日から同条の規定の施行の日の前日までに支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

弁償等に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

旧

（期末手当）

第5条 省 略

2 期末手当の額は、それぞれその支給基準日現在において議長、副議長、常任委員会委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じて得た額に、支給基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 省 略

3 省 略

新

(期末手当)

第5条 省 略

- 2 期末手当の額は、それぞれその支給基準日現在において議長、副議長、常任委員会委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の227.5を乗じて得た額に、支給基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 省 略

3 省 略

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2～3 省 略

弁償等に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

旧

（期末手当）

第5条 省 略

2 期末手当の額は、それぞれその支給基準日現在において議長、副議長、常任委員会委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、支給基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 省 略

3 省 略